

令和6年度 村山市の教育



村山市教育支援センター ひまわり

令和5年度に移転拡充（村山市楯岡十日町）
不登校児童生徒等の学校復帰を支援し、社会的自立をめざす施設

令和6年4月
村山市教育委員会

【村山市の教育】

■本冊子『村山市の教育』は、その名の通り、村山市における教育について、本市で行われている教育の実施内容を紹介するために発行するものです。

■特に、教育委員会の組織、教育行政全般について、その業務内容や事業内容等を整理し、一般市民向けにわかりやすくお知らせすることを目的としております。平成 25 年度に初めて発行以来、毎年 4 月に版を重ねております。主な内容として、教育委員会の業務、学校教育分野、生涯学習分野、図書館部門、そして「資料」として教育施設・文化財・出版物等を一覧にまとめてみました。

[目 次 contents] -----

◆村山市の沿革

Page

1	村山市の位置	1
2	村山市のあゆみ	1
3	人口・世帯数の推移	2

I 教 育 委 員 会

1	教育長及び教育委員会委員	3
2	令和 5 年度の総合教育会議開催状況	4
3	令和 5 年度の教育委員会会議開催状況	4
4	教育委員会の機構	6
5	令和 6 年度 教育費予算	7

II 学 校 教 育

1	基本方針	8
2	重点施策における主な事業	9
3	主要施策ごとの主な取り組み	10
4	村山市理科教育センター	15
5	村山市教育相談室	15
6	村山市教育支援センター	16
7	ふるさと教育の森事業	18
8	学校給食	19
9	奨学金等事業（高校生、大学生等への支援）	20
10	子どもの自立支援事業	21
11	学校施設設備の整備及び長寿命化事業について	23
12	村山市立小学校における適正規模及び適正配置について	23

Ⅲ 生涯学習

1	基本方針	25
2	重点施策における主な事業	26
3	生涯学習の推進	27
4	スポーツ振興の推進	29
5	文化の振興	30
6	文化財等の保存及び活動の推進	31
7	山の内自然体験交流施設「やまばと」	32

Ⅳ 村山市立図書館

1	運営方針	33
2	事業計画	33
○	読書シティむらやま宣言	34

◆【コラム】～本市の特徴的なプロジェクト〈ピックアップ解説〉～◆

1. GOGO！むらやま 算数・数学学力向上プロジェクト	11
2. むらやま未来塾（学校支援地域本部事業）	12
3. GOGO！むらやま インターナショナル・キッズ事業	13
4. GOGO！むらやま ICT教育推進事業	13
5. 教員の体系的な研修の推進	14
6. 村山市いじめ防止対策の推進に関する条例	16
7. 教育支援センター「ひまわり」の開設	17
8. ふるさと教育の森 ～中学生による植林と森林学習～【市独自】	18
9. GOGO！むらやま 夢 サポートスクール「てんとうむし」	22
10. 青少年交流事業（小学生：厚岸町/中高生：カナダ）	28

【資料編】

1. 教育施設一覧表

(A. 学校教育施設)	36
(B. 生涯学習施設)	37
(C. スポーツ施設)	37
付①市内スポーツ少年団加盟団体状況	
②総合型地域スポーツクラブの設立状況	
(D. 文化施設)	38

2. 村山市内指定文化財一覧

（市指定、県指定、国指定）

3. 教育委員会の出版物

◆村山市の沿革

1 村山市の位置

村山市は、山形県の中心部に位置し、東西 22 キロメートル、南北 15 キロメートルの東西に長い形をしています。東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれ、中央を最上川が蛇行しながら北流し、流域には肥沃な土地が開け、農業が基幹産業となっています。気候は典型的な内陸型で夏冬の温度差が大きいのが特徴です。

●位 置（村山市役所の位置）

北 緯 38 度 29 分 01 秒

東 経 140 度 22 分 50 秒

●面 積 196.98 k m²

●人 口 21,845 人

●世帯数 7,979 世帯

●市町村コード 062081

（令和 5 年 10 月 1 日現在）



2 村山市のあゆみ

〈村山市の誕生と市の名称〉

村山市は、昭和 29 年（1954 年）11 月に北村山郡楯岡町・西郷村・大倉村・大久保村・富本村・戸沢村の 1 町 5 カ村が合併して誕生しました。同年 12 月には袖崎村が、翌 30 年 1 月には大高根村が合併、県内で 8 番目の市として発足しました。

現在の村山市は、1 町 7 村の地域を引き継いだ 8 地域によって形成されています。合併に際し、市の名称を決める際には、当時の経済の中心地であった「楯岡」の名が候補にあがりましたが、合併他村との協議を経て、この地方の総称となっている「村山」を生かし、また、村山地域の中核都市へという意気込みと期待感をもって「村山」と名付けられました。



8 つの地域からなる村山市

（地域の番号は最上川を挟んで、川東→北へ→河西→北へ 01：楯岡・02：西郷・03：大倉・04：大久保・05：富本・06：戸沢、合併順に、07：袖崎・08：大高根、と付番されている。）

〈村山市の歴史的変遷～宿場町から農業、工業、観光のまちへ～〉

村山市の位置するところは、山形県のほぼ中央にあり、昔から人の往来が多く、江戸時代初期（慶長7年（1602年）以降）に開かれた羽州街道の宿場（楯岡宿）として栄えてきました。また、最上川の舟運が、近世に入って物資の流通が拡大する頃から活発になり、その後、めざましい発展を遂げたのは江戸時代中期で、当時米や紅花などの農産物が、最上川から酒田湊を經由し、北前船で上方（京都方面）へ運ばれ、上方からは塩や反物などが持ち込まれました。明治時代半ば（明治33（1900）年～37年頃）に入り、鉄道（奥羽線）が敷かれると、流通は舟運から陸路へと移行し、同時に産業も変化してきました。

現在は、米作・果樹・野菜などを中心とした農業のほか、工業団地等での工業製品の生産、温泉施設や東沢バラ園、果樹さくらんぼなどを活用した観光振興も盛んです。

3 人口・世帯数の推移

（各年10月1日現在）

年次	世帯数 （世帯）	人口（人）			1世帯あたり人口 （人）
		総数	男	女	
昭和30年	6,943	41,609	19,795	21,274	5.9
昭和37年	7,156	39,044	18,736	20,308	5.5
昭和40年	7,308	37,343	18,045	19,298	5.1
昭和50年	7,524	33,157	16,148	17,009	4.4
昭和55年	7,552	32,704	16,029	16,675	4.3
昭和60年	7,546	32,580	15,904	16,676	4.3
平成元年	7,547	32,372	15,781	16,591	4.3
平成5年	7,558	31,427	15,265	16,162	4.2
平成10年	7,745	30,541	14,843	15,698	3.9
平成15年	7,950	29,389	14,214	15,175	3.7
平成20年	8,111	28,013	13,565	14,448	3.5
平成21年	8,140	27,822	13,480	14,342	3.4
平成22年	8,164	27,649	13,385	14,264	3.4
平成23年	8,198	27,296	13,223	14,073	3.3
平成24年	8,240	26,878	13,041	13,837	3.8
平成25年	8,231	26,639	12,858	13,781	3.2
平成26年	8,221	26,205	12,661	13,544	3.2
平成27年	8,222	25,815	12,484	13,331	3.1
平成28年	8,235	25,368	12,281	13,087	3.1
平成29年	8,233	25,000	12,110	12,890	3.0
平成30年	8,226	24,561	11,880	12,681	3.0
令和元年	8,159	23,809	11,556	12,253	3.0
令和2年	8,105	23,302	11,346	11,956	3.0
令和3年	8,074	22,738	11,075	11,663	2.8
令和4年	8,027	22,338	10,916	11,422	2.8
令和5年	7,979	21,845	10,710	11,135	2.7

〔資料〕：市民環境課

* 数値への網掛けは期間の最大値

I 教育委員会

(教育委員会と制度趣旨)

教育委員会は、教育の政治的中立性・安定性・継続性を確保し、教育の振興を図るため設置された合議体であり、教育長及び4人の委員により構成されています。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針等について、審議し、決定しています。(教育長は任期3年、教育委員は任期4年)

教育は、①その内容が中立公正であることが極めて重要であり、また②学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要で、さらに③地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえ行われることが必要とされているため、多数決により教育行政の基本方針を決定する仕組みとして「合議制」がとられています。

1 教育長及び教育委員会委員

(令和6年4月1日現在)



おおうちとしひこ
大内 敏彦

教育長

- ① 令和3年11月1日
- ② 令和7年3月31日
- ③ 2期目
- ④ 元公立中学校長

氏 名

職 名

- ① 就任年月日
- ② 現在の任期
- ③ 在任期
- ④ 職歴等

※委員のうち、保護者である者は現在2名です。



ほそやしゅういち
細谷 秀一

教育委員

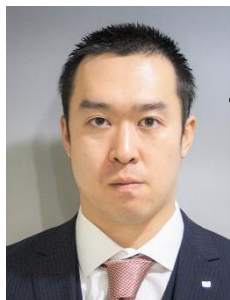
- ① 令和4年10月1日
- ② 令和8年9月30日
- ③ 1期目
- ④ 元公立中学校長



いだけいこ
井田 慶子

(教育長職務代理者) 教育委員

- ① 平成24年10月1日
- ② 令和6年9月30日
- ③ 3期目
- ④ 元公立中学校講師



さとうだいすけ
佐藤 大輔

教育委員

- ① 令和4年4月1日
- ② 令和6年9月30日
- ③ 1期目
- ④ 会社役員



かわさきちひろ
川崎 千尋

教育委員

- ① 令和5年11月6日
- ② 令和9年11月5日
- ③ 1期目
- ④ 会社員/小学校母親委員長

② 令和5年度の総合教育会議開催状況

○令和5年度は、総合教育会議の開催はありませんでした。

総合教育会議は、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれの結果を尊重して事務を執行することになります。

③ 令和5年度の教育委員会会議開催状況

○教育委員会会議は、基本的に毎月1回開催し、必要に応じ、その都度開催することとしています。令和5年度は、8回の教育委員会会議を開催しました。

(令和5年4月～12月：5回 令和6年1月～3月：3回)

※「議第○号」の附番は、暦年で行っています。したがって、令和5年度の第1回の会議の議題は、「議第8号」から始まっています。

1 令和5年 4月26日 第5回教育委員会会議

議第 8号 村山市社会教育委員の委嘱について

議第 9号 村山市中央公民館運営審議会委員の委嘱について

議第10号 村山市図書館協議会委員の任命について

2 令和5年 7月28日 第6回教育委員会会議

議第11号 令和6年度使用村山市立小・中学校教科用図書採択について

議第12号 村山市教育支援委員会規則の改正について

議第13号 小学校給食調理業務委託の拡大について

3 令和5年 8月23日 第7回教育委員会会議

議第14号 令和5年度村山市教育委員会事務事業点検・評価について

4 令和5年10月24日 第8回教育委員会会議

議第15号 村山市立小・中学校教職員人事異動方針（案）について

5 令和5年11月22日 第9回教育委員会会議

議第16号 村山市立小中学校管理規則の改正について

6 令和6年 2月22日 第1回教育委員会会議

議第 1号 令和6年度村山市教育委員会予算について

7 令和6年 3月 7日 第2回教育委員会会議

議第 2号 令和6年度村山市立小・中学校教職員人事異動案について

8 令和6年 3月26日 第3回教育委員会会議

議第 3号 村山市教育委員会傍聴規則の一部改正について

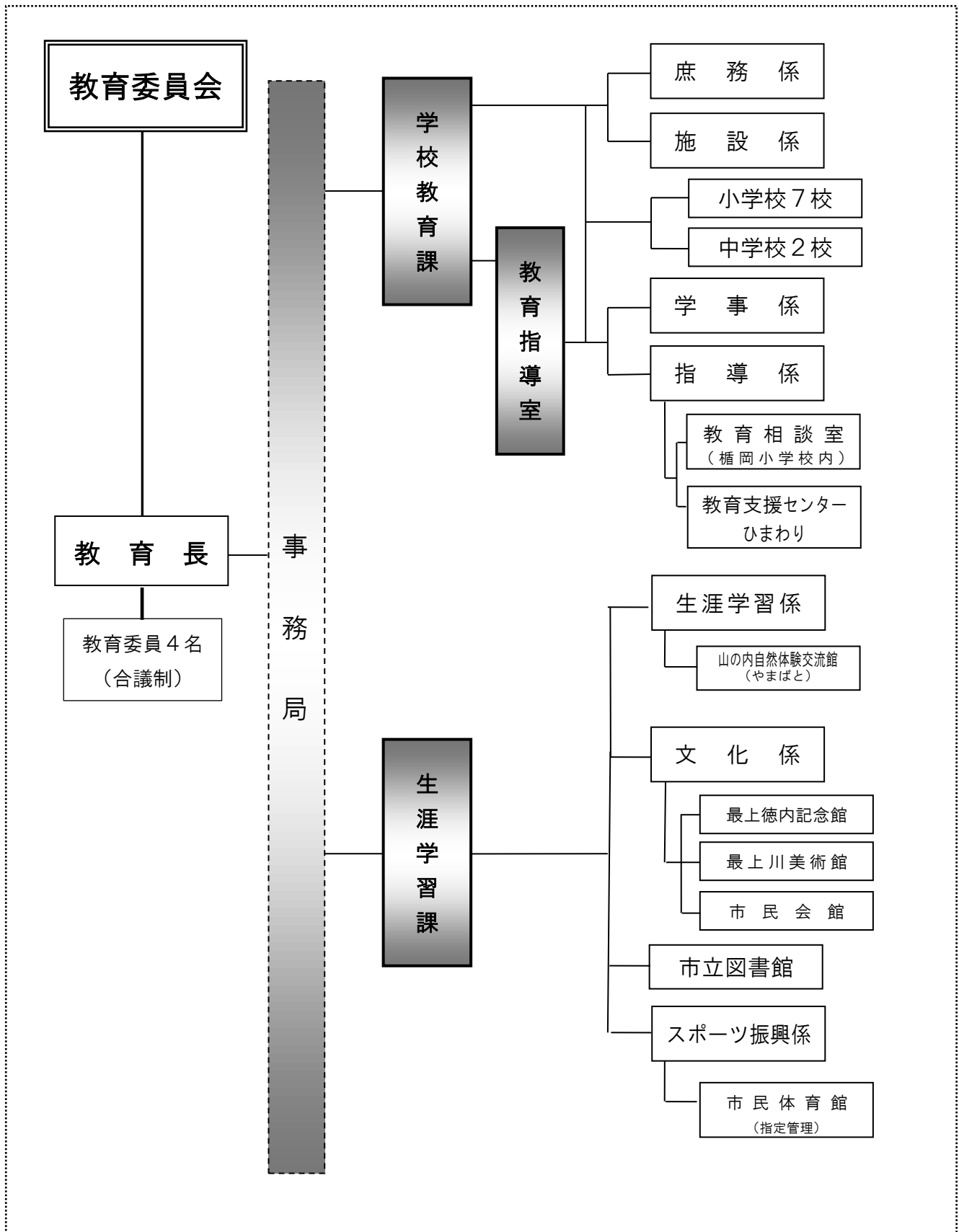
議第 4号 村山市教育委員会各所属の方針について

議第 5号 村山市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正について

議第 6号 村山市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

4 村山市教育委員会の機構

(令和6年4月1日現在)

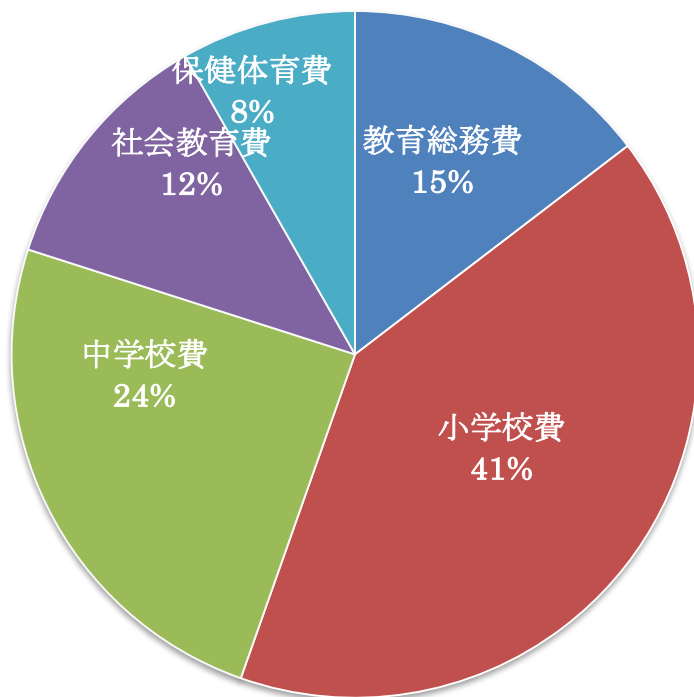


※教育委員会事務局は、村山市役所の3階にあります。

5 令和6年度 教育費予算

令和6年度教育予算 構成比

～教育費総額 6億4千万円～



(内訳)

教育費総額：B 640,159 千円

※一般会計総額：A 17,440,000 千円

一般会計に対する教育費の割合 (B/A=3.7%)

(単位：千円)

1.教育総務費	93,544	2.小学校費	261,086	3.中学校費	157,115
教育委員会費	2,029	小学校管理費	228,794	中学校管理費	128,691
事務局費	13,375	小学校教育振興費	32,292	中学校教育振興費	28,424
教育指導費	68,856				
教育の森造成費	3,784				
子どもの自立支援事業費	5,500				

4.社会教育費	75,656	5.保健体育費	52,758
社会教育費総務費	8,792	保健体育総務費	16,515
芸術文化費	4,834	保健体育施設費	36,243
公民館費	15,083		
図書館費	20,524		
青少年対策費	415		
最上徳内記念館費	9,491		
最上川美術館費	16,517		

(担当)

1 教育総務費・2 小学校費、
3 中学校費は、学校教育課
4 社会教育費、5 保健体育費
は、生涯学習課

Ⅱ 学校教育

Ⅰ 基本方針

村山市の学校教育は、「第6次山形県教育振興計画」と「第2次村山市教育振興基本計画」を反映させて、本市の教育目標「豊かな人間性と確かな学力・幅広い教養を身につけ、村山市の未来を切り拓く人づくり」を行っていくものです。ついては、教育振興基本計画における「3つの目ざす人間像」と「5つの基本方針」（施策の5本柱）を踏まえて、以下の「10の学校教育重点施策」（p.9）を設定し、それをもとにさまざまな事業を展開していきます。

学校教育分野の基本方針

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 基本方針Ⅰ | いのちを大切にし、豊かな心とタフな精神、
健やかな身体を育成する |
| 基本方針Ⅱ | 確かな学力を身につけ、時代変化に対応できる
能力の育成 |
| 基本方針Ⅲ | 魅力あふれる学校、安心で元気な学校づくりの
推進 |

※5つの基本方針のうちの3つが学校教育分野で、2つが生涯学習分野の方針です、（Ⅳ及びⅤ）

【令和6年度 学校教育に係る 主な事業】

- 1 「GOGO！むらやま 算数・数学学力向上プロジェクト」の推進
- 2 「GOGO！むらやま インターナショナル・キッズ事業」の拡充
- 3 「GOGO！むらやま ICT教育推進事業」の拡充
- 4 学校教育施設設備の整備及び長寿命化対策
- 5 高校生・大学生等に対する給付型奨学金、がんばる高校生応援金の支給

2 重点施策における主な事業

R6新規・拡充事業：ゴシック

基本 方針Ⅰ

- 1 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進
- 2 生命の継承の大切さや生命尊重に対する教育の推進
- 3 豊かな心とタフな精神の育成
- 4 健やかな身体の育成と生涯スポーツ・競技スポーツの推進

★道徳教育の充実★学校としての系統的な地域体験や地域素材の教材化 ★市いじめ防止対策の推進
＊問題行動等調査などの定期調査の実施と対応 ＊教育相談室の設置（楯岡小）＊スクールカウンセラーの配置（楯岡中、葉山中）★教育支援センターひまわりの拡充 ★子供救命士育成プロジェクト（消防本部との連携）★教科、総合的な学習の時間、特別活動等との関連・充実を図った性といのちの教育の計画的な実践 ★幼保小中、福祉事務所と連携した事業の展開 ★子ども読書推進計画に基づく事業の推進 ★小中学校音楽教室支援事業 ★和楽器指導講師派遣 ★市内の教育施設を活用した体験的な学習の充実 ★伝統芸能の伝承やボランティア活動の促進 ★学校給食事業（食物アレルギー調査の実施と対応、エビベン使用講習会の実施、残留農薬や微生物検査、調理師の検便、ノロウィルス検査の実施）★食育の推進（栄養教諭による指導計画作成、地産地消推進事業）★文化、体育活動参加への支援と市長賞表彰

基本 方針Ⅱ

- 5 社会を生きぬく基盤となる確かな学力の育成
- 6 社会の変化に対応でき、実践応用力を有する資質・能力の育成
- 7 夢の実現に向けた勤労観・職業観の育成
- 8 特別支援教育の充実

★市教委委嘱研究指定校公開研究会（3年次…楯岡小、大久保小）★GOGO！むらやま算数・数学学力向上プロジェクト ★教員の体系的な研修の推進（教育講演会・むらやま教師塾）★市学力向上対策委員会への支援 ★図書整理員の配置と図書管理システムの運用 ★GOGO！むらやまインターナショナル・キッズ事業 ＊ALT 配置事業 ＊グローバルキッズ講座の開催 ＊イングリッシュキャンプの実施 ★新聞を活用した郷土学習の推進 ★ICT 教育推進事業 ＊学校情報セキュリティポリシーの徹底 ★ふるさと教育の森事業や緑の少年団活動 ★村山産業高校や県環境科学センターとの連携強化 ★子どもの自立支援事業の充実 ＊要保護・準要保護児童生徒扶助事業 ★中学校職場体験の受入先の開拓と確保 ★就学時健診事業 ★特別支援教育の充実 ＊幼保小連絡協議会、小中特別支援コーディネーター連絡協議会の推進 ＊公認心理師による教育相談・発達検査の実施 ＊特別支援教育補助員・学習サポーターの配置 ＊個別的教育支援計画等の推進 ＊特別支援学校・巡回相談員を活用した相談 ★給付型奨学金「夢応援奨学金」の実施 ★がんばる高校生応援金の給付

基本 方針Ⅲ

- 9 時代の進展に対応し、信頼される学校づくりの推進
- 10 安全安心な教育環境の確保

＊学校評価の実施、学校評議員制度の活用（楯岡小、西郷小、富本小、戸沢小、富並小）
＊教職員評価の実施 ＊学校における多忙化解消の取組みへの支援 ＊統合型校務支援システムの活用 ★方針に基づく中学校部活動の運営 ＊報告や提出物の精選、削減等 ＊法定研修（初任研、フォローアップ研、中堅研）の充実 ★各学校の教育課題解決に向けた校長、教頭研修の推進 ＊各学校における明るい職場づくりの工夫への支援 ＊教職員のストレスチェック制度の実施 ＊ウィズコロナ・ポストコロナ下の学習活動の継続支援 ＊答申に基づく小学校統合計画の策定 ＊校舎等整備事業の年次計画的な実施と長寿命化改修事業の開始 ＊通学路安全対策推進協議会の運営 ＊地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ＊スクールバス等運営事業（楯岡小、富並小、楯岡中、及び葉山中） ＊AED の設置及び借上げ

③ 主要施策ごとの主な取り組み

【基本方針Ⅰ】いのちを大切に、豊かな心とタフな精神、健やかな身体の育成

(1) 学校・家庭・地域で連携した「いのちの教育」の推進

少子化、核家族化といった社会の変化が進む中、教育熱心な風土で地域コミュニティが安定した村山市の特性を生かして学校、家庭、地域の連携を一層推進させ、「いのちの教育」の実践・普及、そして、思いやりの心と規範意識の育成を進めていきます。

【主な取り組み】

- 1 「いのちの教育」の推進
- 2 道徳教育・人権教育の充実
- 3 村山市いじめ防止基本方針(令和元年12月改定)の周知といじめ防止対策の推進
- 4 生徒指導・教育相談体制の整備充実

(2) 生命の継承の大切さや生命尊重に対する教育の推進

少子高齢化を伴う人口減少という重要な課題を受け、村山市が進める「子ども・子育て支援計画『むらやま子育てあいあるプラン+』」と連携し、自分が受け継いだ大切な生命の縦糸をしっかりと次世代に伝えていく教育を推進します。

【主な取り組み】

- 1 生命の継承の大切さや生命尊重に対する教育の推進

(3) 豊かな心とタフな精神の育成

豊かな心とタフな精神は、社会生活を送るうえで欠かせないものです。生涯にわたる人格形成の基礎を培う家庭教育、幼児教育の充実を図るとともに、読書活動や文化芸術活動、感性をゆさぶる体験活動を推進し、豊かな心と強くたくましい精神力を育んでいきます。

【主な取り組み】

- 1 幼児教育の充実
- 2 読書活動の推進
- 3 文化芸術活動の推進
- 4 様々な体験活動・奉仕活動の充実によるタフな精神の育成

(4) 健やかな身体の育成と生涯スポーツ・競技スポーツの推進

健康でたくましい身体は、学びを支え、豊かで活力ある人生を送るために欠かせないものです。健康でたくましい身体を育む学校体育と健康指導、食育を推進していきます。

【主な取り組み】

- 1 健康教育の充実
- 2 食育の充実
- 3 体力・運動能力の向上

【基本方針Ⅱ】確かな学力を身につけ、時代の変化に対応できる能力の育成

(1) 社会を生きぬく基盤となる確かな学力の育成

生活様式の変化や急速な情報化の中で人間関係の希薄化が進行している中、体験的・実感的な学習や体験を通して子どもたちに「感性」と「コミュニケーション力」を身につけさせ、地域としっかりつながり、よりよい村山市をつくっていかうとする「問題解決力」を育成していきます。

【主な取り組み】

- 1 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備
- 2 確かな学力の育成、算数・数学の学力向上 (→[コラム 1](#) 参照)
- 3 むらやま未来塾の充実 (→[コラム 2](#) 参照)

コラム 1

GOGO！ むらやま 算数・数学学力向上プロジェクト

(平成 30 年度より実施/7 年目)

1 ねらい

市教育振興基本計画（第 2 次）の基本目標である「豊かな人間性と確かな学力・幅広い教養を身につけた、村山市の未来を拓く人間」の育成を目指しています。

「算数・数学の学習充実」は、これからの時代に求められる論理的思考力の育成に向けて、また、本市共通の課題である算数・数学の学力向上に向けて不可欠なものです。

村山市では、平成 30 年度から、市内各小中学校の算数数学担当者を構成員として、標記の「プロジェクト推進委員会」を組織し、各学校の教員への授業づくり支援等を始めました。

算数・数学の授業改善と、子どもの主体的な学びを促す工夫により、算数・数学の豊かな学力や問題解決的で協働的な学びの方法を身につけさせていきます。

2 内容

(1) プロジェクトの運営（推進委員会の開催/教育活動専門員の配置）

(2) 教員への授業づくり支援

- ①意識調査・授業参観による実態分析
- ②「小学校算数指導資料集（冊子）」
- ③「定着確認シート」を通した授業改善への支援
- ④むらやま教師塾の開催
- ⑤小学校教科書活用研修会の実施

(3) 児童・生徒の学力向上

- NRTと全国学力調査の分析 ○小中学校の定着確認問題の送付
- 小中学校わくわく数学講座（令和 6 年 7 月 27 日（土）と 8 月 3 日（土）の 2 回開催）

〈※「第 2 次村山市教育振興基本計画」 p.15、54 参照〉

(2) 社会の変化に対応でき、実践応用力を有する資質・能力の育成

社会環境の変化、価値観の多様化が進む中、自ら主体的に考え、柔軟かつ的確に対応する力が求められます。このため、様々な分野に興味・関心を持ちながら、実践力をみ

がき、変化に対応し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばせるよう、また、自主的な生涯学習活動の促進を通じて、自立できる力を育成していきます。

「GIGA スクール構想」に基づいた ICT 教育を推進し、学校や家庭における学習を通じて、児童生徒の情報活用能力やプログラミング的思考を育成していきます。

【主な取り組み】

- 1 コミュニケーション能力の育成
- 2 グローバル化に対応した英語教育の推進
- 3 「GIGA スクール構想」に基づく ICT 教育の推進
- 4 環境教育の推進
- 5 学びのセーフティーネットの整備
- 6 小学校 5・6 年、中学校 1～3 年で、新聞を活用した郷土学習の推進

コラム 2

むらやま未来塾（学校支援地域本部事業）

（平成 26～27 年度に開設/10 年目）

1 ねらい

本市では、希望する児童生徒を対象とした学習会を「むらやま未来塾」として、楯岡中学区（平成 26 年度開設）、葉山中学区（平成 27 年度開設）、それぞれで開設しています。

そのねらいは、次の通りです。

- ①各生徒の自主学習を尊重しながらも、効果的な学習方法の習得や家庭学習の習慣化につながる指導・支援を行い学習意欲の向上を目指します。
- ②「英検対策講座」や学習のまとめとして「冬季・春季講座」を取り入れるなど、個々の生徒に応じた数学や英語等の基礎力や活用力育成に資する支援を行うものです。

2 内容・方法

□対 象…中学生（1・2・3 年生を対象）

□開催日…毎週月曜日 放課後 4 5 分×2 コマ開催を原則とします。

□会 場…楯岡中学校および葉山中学校

〈※「第 2 次村山市教育振興基本計画」p.54 参照〉

(3) 夢の実現に向けた勤労観・職業観の育成

村山市の将来を担う子どもたちが、世界にも未来にもつながる「未来志向の体験」を通して、よき職業人・社会人として自立していけるよう、計画的・系統的なキャリア教育を推進していきます。その中で、村山市の良さを発見するために、市内の事業所に協力をいただきながら、中学生の職場体験学習を推進していきます。

【主な取り組み】

職業教育・キャリア教育の推進

コラム3

GOGO! むらやま インターナショナル・キッズ事業

(平成 29 年度より実施/7 年目)

1 ねらい

将来、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒を育てます。子どもたちの英語力向上と国際感覚を身につけることをおおきなねらいとしています。

【具体的な姿】=「外国の人と積極的にコミュニケーションを図ることができる」

2 小・中学校における取り組み

(小学校) …英語学習の興味・関心を一層高め、英語学習の素地と基礎を育成します。

(中学校) …英語の授業改善をさらに進め、生徒のコミュニケーション能力を高めます。

また、中学生を対象に「グローバルキッズ」を募集し、多様な英語活動や国際理解活動に興味を持つ生徒を育てます。

3 事業の具体的な展開

◎インターナショナル・キッズ推進委員会を中心に、PDCA サイクルで英語教育の向上を推進

①外国語授業研究会の開催 (市内の全部の小・中学校)

②講演会の開催 令和 6 年 1 1 月 8 日 (金) 文教大学教育学部 金森 強 教授

③諸検査の分析と指導力向上研修会の開催 (8 月)

④グローバルキッズ講座 (日曜講座) の実施

⑤小学生中・高学年対象のイングリッシュ・キャンプ

⑥ALT の配置

〈※「第 2 次村山市教育振興基本計画」 p.57 参照〉

コラム4

GOGO! むらやま ICT教育推進事業

(令和元年度より実施/5 年目)

1 ねらい

授業での ICT 活用力の育成及び教員のプログラミング教育の実践力の育成を図ります。授業実践情報等の検討や共有化を行い、各教員が効果的、効率的に実践を重ね、学校や家庭において ICT を有効に活用していくことを通して、児童生徒の情報活用能力や論理的思考力の育成を図ります。

2 小・中学校における取り組み

① 学習者用タブレット活用のための研修

② 情報モラル教育 (全体研修、校内研修)

③ 教員の活用における継続的な自己評価

④ 児童生徒の活用スキルの定着 (CAN-DO リスト及びスキルチェックシートの活用推進)

3 事業の具体的な展開

○年間 2 回の ICT 教育担当者会を開催し、「(P) 計画、(D) 実行、(C) 評価、(A) 改善実行」のサイクルで実践研究を展開します。

・3 カ年計画 (令和 3 年度～) で、全ての教員の活用技能を向上し、児童生徒の学力向上を図っていきます。

〈※「第 2 次村山市教育振興基本計画」 p p..58-59 参照〉

(4) 特別支援教育の充実

特別な支援を要する子どもの多様化・増加という実態を受け、平成30年度合理的配慮等推進事業「地域ネットワークの構築」の取組みを生かして、令和4年度も、幼・小・中のタテの連携や関係機関とのヨコの連携を図りながら、対象となる幼児児童生徒の特別な教育的ニーズに応えるための校内支援体制を充実していきます。

【主な取り組み】

- 1 タテ・ヨコに切れ目のない連携（連絡協議会や日頃の情報交換）の充実
- 2 PDCAによる校内支援体制の強化、個別の教育支援計画等の活用の充実
- 3 教職員の特別支援教育に関する研修、巡回相談の活用の推進
- 4 教育支援センター、スクールカウンセラーによる教育相談の充実

【基本方針Ⅲ】魅力にあふれる学校、安心で元気な学校づくりの推進

(1) 時代の進展に対応し、信頼される学校づくりの推進

学校教育をとりまく環境の変化にともない、学校や教員に求められる役割が拡大する中、教職員が、これまでなかった新たな教育課題に対応しながら、子どもとじっくり向き合える学校体制づくりを支援していきます。

【主な取り組み】

- 1 時代の進展に対応した学校づくり（校長会と連携した課題解決のための支援充実）
- 2 子どもとじっくり向き合う学校づくり
- 3 信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮（教員の体系的な研修の推進）
- 4 体罰根絶に向けた取り組みの徹底
- 5 教職員の健康管理（ストレスチェックの実施）

コラム 5

教員の体系的な研修の推進 (平成27年から体系的に実施)

1 ねらい

子どもたちの学習意欲は、教師集団の授業意欲と表裏一体をなすものと考えます。

もとより教員研修の基本は、教師一人ひとりの研究意欲（自己研鑽）にあります。教育委員会としても、村山市の教員の体系的な研修を積極的に実施し、授業や子ども理解の全体的なレベルアップを図ることとしています。本市に根ざした“特色ある教育”の創造と推進を図るため、系統性・継続性ととも、教員の自主的な研修にも着目して、「教科・領域の実践的指導力」や「教育課題解決」力を高めることができる研修を実現します。

2 主な研修

① 全体研修

- ・学力向上対策研修会教育講演会と中央講師を招聘した教育講演会の実施
- ・小中連携を視野に、喫緊の教育課題解決や授業改善等に関する教育講演会の実施

② むらやま教師塾

- ・「学習指導力、生徒指導力、特別支援教育力、ICT活用力」の4つの力をつける研修の実施
- ・〔目的〕授業力の向上、教材分析や教材開発、指導理念の獲得（5月～12月：10回/年）

〈※「第2次村山市教育振興基本計画」p.16、54参照〉

(2) 安全安心な教育環境の確保

美しく豊かな自然に囲まれ自然災害が少ない村山市にあって、更なる安全安心な教育環境づくりに努めるとともに、計画的に学校設備・体制の整備を進め、児童生徒が主体的に命を守ろうとする態度の育成を支援します。

【主な取り組み】

- 1 学校施設の整備
- 2 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進
- 3 学校における安全管理（防災管理）の充実と組織活動の体制整備

4 村山市理科教育センター

○「理科教育」は、文化的国家の建設の基盤、あるいは我が国の発展にとり、特に重要な使命を有することにかんがみ、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させ、工夫創造の能力等を養うため、理科教育の振興を図ることとしています。

（理科教育振興法/昭和28年法律第186号）

○本市では、振興理科教育センター設置規則（昭和61年9月24日/教育委員会規則第3号）に基づき、理科教育振興のために、次のように進めています。

(1) 理科教育センターの設置

小中学校理科教育の振興並びに関係教職員の研修を行うため、本市理科教育センターを楯岡中学校内に設置します。

(2) 理科教育センターの業務

本市理科教育センターは、次の業務を行います。

- ・理科教育関係職員の研修に関すること。
- ・理科教育の調査及び研究に関すること。
- ・教材教具等の資料収集及び作成に関すること。
- ・その他理科教育振興に関すること。



(3) 主な取り組み

- ・県理科教育センター協議会事務局員研修会への参加
- ・事務局員伝達講習会の実施
- ・県外研修の実施
- ・市理科研究発表会の準備及び運営 等

5 村山市教育相談室

楯岡小学校内に教育相談室を設置し、教育相談員を配置しながら、次のように進めています。

(1) 教育相談室の目的

○児童生徒の学校生活、家庭生活等における不安や悩みを受け止め、明るく希望を持

った学校生活の実現を図ります。

○児童生徒の学校生活等に関する悩みを抱える保護者に対して、悩みを受け止め、相談内容に対する支援や助言を行います。

(2) 教育相談の体制

○相談対象は、市内小中学校児童生徒及びその保護者、市内小・中学校教職員。

○相談日は、月曜日から金曜日までの5日間

(時間は午前8時30分から午後3時30分まで)

○相談内容は、児童生徒が抱えている思いや悩み、保護者が抱えている子どものしつけや子育てに関する悩みや問題等へ対応していきます。

○相談形態は、来室相談及び電話相談等になります。

(3) その他

○教育相談室たより「心の窓」を発行していきます。

○ボランティアによる教育相談についても研究していきます。

○不登校の児童生徒の困り感に寄り添い、「教育支援センター」や「スクールカウンセラー」と連携し、より良い解決について対応しています。



コラム 6

村山市いじめ防止対策の推進に関する条例

(平成30年度制定)

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布、同年9月28日に施行されました。

村山市では、この「いじめ防止対策推進法」に基づき、村山市におけるいじめ防止対策の基本となる事項を条例で定めました。(平成31年3月22日 条例第1号)

いじめの未然防止のための対策を推進し、児童・生徒が安心して健やかに成長することができる環境づくりを進めています。

【具体的な取り組み】

(1) 村山市いじめ防止基本方針(令和元年12月改定)【法第12条/市条例第3条】

いじめの予防、早期発見、適切・迅速な対処に必要な取り組み、組織体制を定めています。

(2) 村山市いじめ問題対策連絡協議会【法第14条第1項/市条例第5条(第2章)】

いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携し、基本方針に基づくいじめ防止等に係る情報の交換を行い、いじめ防止対策に関し協議及び審議します。

(3) 村山市いじめ問題対応委員会(教育委員会附属機関)※教委が委嘱

【法第28条第1項/市条例 第13条(第3章)】

いじめにより児童・生徒の生命及び心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるとき、事実関係を明確にするため調査します。

(4) 村山市いじめ重大事態再調査委員会(市長部局附属第三者機関)※市長が委嘱

【法第30条第2項/市条例 第19条(第4章)】

市長は、教育委員会より重大事態が発生した旨の報告を受けた際、重大事態への対処又は同様の事態の発生防止のため必要であると認めたとき、委員会を設置し村山市いじめ問題対応委員会の調査の結果について調査します。

6 村山市教育支援センター (平成28年度より設置/令和5年度専用施設開設)

「教育支援センター」については、本市でも不登校児の増加などを受け、昨年度、専用施設を開設しましたが、令和6年度は、開設時間を1時間半拡大するとともに、支援員2名から1名増員し3名体制に増員配置するなどして、充実強化を図っています。

(1) 教育支援センターの目的

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とします。

(2) 指導の方針

- カウンセリングの基本に基づいた心の交流を通して、信頼関係を深め、自己や他者を肯定的に見つめる心を育てます。
- 基本的生活習慣の改善を図り、自立心を育てます。
- 個々の実態に応じた学力の補充を図り、成就感を持たせながら学習意欲を育てます。
- 学校、家庭、教育相談員、その他の関係機関の協力体制を充実することにより、学校復帰への意欲を育てます。

(3) 指導の体制・開設日及び内容

- 指導員：適応指導に従事する指導員を 3 名 配置します。
- 開設日：週 5 回（原則、月曜日～金曜日の 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時まで）〔祝祭日及び学校の休業日を除く〕
- 指導内容



令和 5 年度新設施設

	指導の対象	指導の内容
1	児童・生徒	在籍校と連絡を取り、児童生徒の実情に応じ実施します。 ・基礎的学力の補充 ・体験活動 ・登校へのステップ・教育相談
2	保護者及び その家庭	・相談及び指導助言 ・保護者自身への支援 ・保護者懇談会
3	在籍校	・再登校に向けた学校からの働きかけ等の連携 ・児童生徒支援経過の報告及び出席報告

(4) 通所対象者

- 村山市在住の小・中学生で、学校に登校するのが困難な児童生徒
- 本人及び保護者が通所を希望し、校長が認める児童生徒
- 対象者の保護者や家族で子どもに関する相談を行う者

コラム 7

教育支援センター「ひまわり」の開設

（令和 5 年度に専用施設を新規開設/2 年目）

教育支援センターは、「教育機会確保法」（不登校などさまざまな理由で十分な義務教育を受けられなかった子どもたちに教育機会確保するための法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号公布/公布から 2 か月後に施行））に基づき、学校以外にも学べる場所として、村山市で設置しているものです。児童・生徒それぞれの状況に合わせて居場所を提供し、学習を含めたさまざまな面から支援を行うことを目的としています。

市では教育支援センターを平成 28 年度から「いきいき元気館」内に設置していましたが、共用施設でした。不登校児等の増加を受け、よりきめ細かい支援が必要なことから、令和 5 年 4 月に飴葉プラザ北側に専用施設として新たに開設しました。市内の小中学生であれば誰でも利用が可能で、支援センターに通うことで学校は「欠席扱いにならない」といった配慮がなされます。

教育支援センターの愛称を「ひまわり」としました。

7 ふるさと教育の森事業

村山市の特徴的な取り組み

村山市では市内中学生全員を対象に、「ふるさと教育の森」事業を実施しています。

これは、森の中で生徒が自ら苗木を植え、育てるという体験学習を通じて、自然や森林の大切さを学び、ふるさとに対する愛着心をはぐくむこととともに、体験のなかで「いきる力」を育てることをねらいとしているもので、「GOGO! むらやま 夢 体験プラン」の重要な事業として位置付けられます。



コラム 8

ふるさと教育の森 ～中学生による植林と森林学習～【市独自】 (昭和 57 年度に開始した 40 年を超える特徴的な取り組み)

「ふるさと教育の森」事業は、昭和 57 年（1982 年）度に国有林の分収林制度を利用し開始されたものです。これ以前は、特に旧戸沢中などでは樽石にあった学校林などを利用し「植林」が学校単位で行われていましたが、この活動を学習にも生かし、市全体で行うようにしたもので、継続実施され今年で 43 年目になります。

今では「地球温暖化」が注目され、植林活動は各地で行われていますが、これまで 40 年以上も行われていることは、まさに先駆的な取り組みといえます。

平成 12 年（2000 年）までは、スギの「植栽」や間伐を中心に実施してきましたが、平成 13 年からは、より学習効果を高めようと、森林散策や自然観察、山野草体験等「森林教室」と「植林活動」とセットのプログラムで行っています。

現在まで 40 年間の植栽を振り返ると、①植林総数＝計 7 万本、②植林面積＝44.5 ヘクタール、東京ドーム（＝4.7ha）の約 10 個分に相当、③延べ参加人数＝3 万 8 千人に及んでいます。

植栽の場所は、樽石や山の内地内の国有林で、実施時期は毎年 6 月上旬の 3 日間とし、市内の中学生がバスで現地まで移動し体験しています。また、令和 4 年度からは、少花粉型の杉苗を使用するなど花粉症にも配慮しています。

環境問題に対する関心が高まっているなか、この事業は森林理解、環境保護に関して、学校での学習と現地での実体験がしっかり結びつき、間接的な知識でなく各専門家から直接指導を受けることで、有意義なものとなっています。

村山市が長年実施してきた本事業は、全国的にも優れた「特色のある取り組み」として、各方面から評価を受けています。

〈※「第 2 次村山市教育振興基本計画」p.58-59 参照〉

〔これまでの主な受賞歴〕 ～この活動は、環境活動として高い評価を受けています～

平成 16 年（2004 年） 国土緑化推進機構 感謝状

平成 17 年（2005 年） 東北森林管理局 感謝状

平成 28 年（2016 年） 公益社団法人国土緑化推進機構感謝状（全国植樹祭）

令和 3 年（2021 年） 環境やまがた大賞 受賞

令和 6 年（2024 年） 地域環境美化功績者表彰

8 学校給食

村山市の学校給食は、安全安心に配慮しつつ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた献立はもちろんのこと、地域の食材や郷土料理及び友好都市の食材等を取り入れるなど、豊かな内容の給食を目指して工夫を重ねています。

○小学校の給食

- ・市内の小学校 7 校全てにおいて、自校方式による完全給食を行っています。
- ・給食単価（保護者負担額）は 1 食あたり「288 円」としており、その内訳は主食代、おかず代、牛乳代となっています。
- ・また、西郷小では、地域内にある「認定子ども園」の子どもたちへの給食の提供を行っています。（西郷小で作り、子ども園に提供する「親子給食」型）
- ・平成 28 年度から楯岡小及び袖崎小、平成 31 年度から大久保小、戸沢小及び富並小、令和 5 年度から富本小、令和 6 年度から西郷小の調理業務について、委託を実施しております。令和 6 年度に市内全 7 校が自校単独調理型の人材派遣委託方式となりました。

（委託先：株式会社メフォス（全 7 校））



○中学校の給食

- ・市内の中学校 2 校は、令和 2 年度より食缶デリバリー方式による「完全給食」を行っています。
- ・給食単価（保護者負担額）は 1 食あたり「350 円」としており、その内訳は主食代、おかず代、牛乳代となっています。
- ・令和 2 年度からの委託先（調理・搬送）：株式会社天童給食センター（全 2 校）

○安全安心な学校給食

- ・村山市では、安全安心な学校給食の実施のため、学校給食法及び学校給食衛生管理基準等を厳格に守り、下記のことを引き続き実施しながら、衛生管理の充実、食の安全確保を進めます。

(1) 食の安全確保のための検査

食の安全確保のため、食材の残留農薬や微生物検査のほか、調理員の定期的な腸内ウイルス検査とノロウィルスの流行期（10 月から翌年 3 月）にノロウィルスの検査を行っています。

(2) 食物アレルギー等のある児童生徒に対する対応

食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、「学校給食における食物アレルギーマニュアル」にもとづき、学校医等による指導体制整備のもと、校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭、調理師及び保護者や主治医との連携を図り、可能な限り個々の児童生徒の状況に応じた給食の提供に努めます。

(3) 学校給食連絡協議会及び学校給食衛生委員会の設置

民間事業所に委託する学校給食の調理業務については、村山市学校給食連絡協議会を設置し、給食事業を円滑に進めます。また、村山市学校給食衛生委員会を設置し、衛生管理を徹底することで、安全で安心な給食の提供に努めています。

(4) 小中学校給食費補助 ～多子世帯支援事業～

18歳未満の子どもを3人以上有する世帯において、「児童生徒が3人以上、市内小中学校に在籍する保護者」を対象に、経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりを推進するため、3人目以降の学校給食費を全額補助します。

9 奨学金等事業（高校生・大学生への支援）村山市独自の取組み

～市独自の給付型奨学金・がんばる高校生応援金制度～

学ぶ意欲と能力がありながら、経済的理由により進学、修学が困難な学生に対し市独自の奨学金制度で将来の村山市を担う人材を支援します。また、がんばる高校生が安心して勉学に打ち込めるよう教育費の一部を定額負担します。

【高校生夢応援奨学金】

(1) 対象者

高等学校または高等専門学校（以下、「高校等」という。）に進学した生徒の保護者で、次の要件を満たす方です。

(2) 要件

- ① 生徒及びその保護者が、基準日の1年以前より市の住民基本台帳に記録され、居住していること。
- ② 生徒が勤勉であること。
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯もしくは、前年度の市民税が非課税の世帯であること。

(3) 給付額

奨学金「150,000円」を高校等に進学した年に給付します。

【大学生等夢応援奨学金】

(1) 対象者

文部科学省と市が指定する4年制もしくは6年制の大学、短期大学、高等専門学校、及び専門学校へ進学を希望する生徒で、次の要件を満たす方です。

(2) 要件

- ① 生徒及びその保護者が、基準日の1年以前より市の住民基本台帳に記録され、居住していること。
- ② 生徒が勤勉であること。
- ③ 日本学生支援機構給付型奨学金（給付型区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の採用者であること。

(3) 給付額

奨学金「400,000円」を大学等に進学した年に給付します。

【がんばる高校生応援金】（令和 6 年度 9 月まで/以後は国の制度を適用）

(1)対象者

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3 年）、専修学校高等課程等に在籍する生徒。

(2)要 件

- ①生徒及びその保護者が、給付基準日（各年 4 月 1 日）現在において市に住所を有し、かつ現に居住していること。

(3)給付額

令和 6 年度は、1 名につき「25,000 円」を給付します。（4 月～9 月分）

10 子どもの自立支援事業

○目的

ひとり親家庭及び就学支援を受けている家庭の児童生徒は、様々な社会的要因が絡み合い、自発的な学習意欲がありながら人的・経済的条件に恵まれず、憲法（第 26 条第 1 項ほか）が保障する等しく教育を受ける権利が十分与えられていない状況に置かれています。そこで、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 10 条に規定する責務として「教育の支援」を行い、また、置かれた境遇に寄り添った学習支援や学習相談等を行うことにより、自学自習できる子どもの育成、最終的には、可能性を伸ばし、将来における本市での活躍、ひいては本市の活力醸成を目的として本事業を実施するものです。

○対象者

ひとり親家庭及び就学支援を受けている家庭の児童生徒で、自発的な学習意欲があるものの、教育環境が十分でない子ども（小学校 1 年生から中学校 3 年生までと本事業「さばてん塾」を卒業した高校生）を対象とします。

○実施方法

子どもを特定の場所に集め、その場所に学習支援員を派遣することにより、学習支援及び学習相談を行います。

○実施地域

中学校学区を基本に、村山市農村環境改善センター・戸沢地域市民センターの 2 箇所で行います。

○内容

(1)「教育活動専門員」の配置

本事業の実施にあたり、学習支援員の募集・選定、学習会の開催、教材作成等の管理業務を行う「教育活動専門員」を教育指導室に配置します。

(2) 事業広報及び支援登録

本事業の実施について、関係機関の協力を得て、ひとり親家庭及び就学援助を受けている家庭に対し周知広報を行い、申請書の提出をもとに登録することになります。

(3)「学習支援員」の募集及び登録

市広報紙及び大学等の協力を得て、「学習支援員」の募集を行い、登録を行います。

(4) 学習会等の実施

あらかじめ学習会等の日時場所について、登録されている家庭に周知するとともに、適切な人数の学習支援員を配置し学習会を実施します。

(5) 支援体制の充実

- ① 夜開催の学習会では、子供たちに弁当を提供しています。
- ② 保護者の送迎ができない場合は、タクシー利用が可能です。

コラム 9

GOGO!むらやま 夢 サポートスクール「てんとうむし」

【通称:さぼてん塾】

(平成 26 年(2014 年)度より実施/10 年目)



村山市では、支援が必要な家庭の子ども（特に低所得者世帯やひとり親世帯）を対象とした学習会を平成 26 年度から開催しております。

会場は、市の東西 2 か所。楯岡中学校区は農村環境改善センターを会場とし、葉山中学区では、戸沢地域市民センターを会場にしています。それぞれ、市のシンボルの山である甕岳、葉山の麓にあることから、「甕下村塾」（しょうかそんじゅく）、「葉山下村塾」（ようかそんじゅく）という名称で呼んでいます。これら 2 つの塾を合わせ「サボてん塾」と称しています。

【さぼてん塾】・・・(GOGO!むらやま夢サポートスクール・てんとうむし) ～名称由来～

○テントウムシ(天道虫)は、飛び立つとき、気の枝先などに登る習性を持っており、太陽へ向かって飛んでいくことから「天への道」を教えてくれる虫とされています。また、世界各国で「幸せを運ぶ虫」とされ、縁起のいい虫とされています。

「さぼてん学習会」での支援が、学びたいと願う子どもたちにとって、夢を持って社会に飛び立つための「道しるべ」になるように願って、「さぼてん」とネーミングされました。また、GOGO! (5・5) から、5+5=10 (てんとう虫) という意味も込めた「かけ言葉」でもあります。

○ふくろう(梟)は、目と耳が非常によいため、商売やご縁を見逃さないと考えられ、また、健康や学問の神様のシンボルともされます。フクロウは「夜行性」でもあることから、夜の「さぼてん」を、特に「ふくろう塾」と称することにしました。

(令和 2 年、夜の部をスタート/東西の両塾合同)

〈※「第 2 次村山市教育振興基本計画」 p.54 参照〉

■『甕下村塾（しょうかそんじゅく）』

(楯岡中学校区/会場：農村環境改善センター)

■『葉下村塾（ようかそんじゅく）』

(葉山中学校区/会場：戸沢地域市民センター)

◆「ふくろう塾」〈夜間塾〉

(両塾合同/会場：農村環境改善センター)



11 学校教育施設設備の整備及び長寿命化事業について

○目 的 ～「改築中心・事後保全」から「長寿命化」の考え方へ～

学校施設の老朽化が進む中、従来の「改築中心・事後保全」の考え方から、施設の「良好な状態を維持し、よりよい教育環境を確保」するため、効果的・効率的に改築や改修、施設の整備及び更新の優先順位を付け、学校の安全性を確保しつつ、予算の平準化、トータルコストの縮減を図りながら整備を進め施設の長寿命化を図ります。

○本年度実施事業

- ・ 楯岡小学校特別支援教室改修工事
- ・ 楯岡中学校管理棟外構改修工事

12 村山市立小学校における適正規模及び適正配置について

(1) 背景と経過

□児童数の減少と学校の小規模化

全国的に少子化が進む中、村山市においても児童数は年々減少しています。昭和 56 年度以降の市の児童数は、昭和 62 年度の 2,540 人をピークに、平成 30 年度では 1,022 人となり、ピーク時の約 40%までに減少しております。

また、令和 4 年度には 888 人となり、今後さらに減少傾向が進行することが予測され、学校の小規模化が顕著になっていることを受け、小学校の教育環境についての検討が必要ということで、令和 2 年 3 月に「将来の小学校の在り方に関する検討委員会」を設置し、翌年の令和 3 年 2 月に以下の答申（**答申 A**）がなされました。

令和 4 年度には、「答申」の内容を最大限尊重し、「小学校教育のより一層の充実のために」ということで、小学校のみならず、中学校の教育も含め、村山市としてこれからどんな教育をしていくことが望ましいかということを議論する「小中未来スクール構想会議」で議論し「目指す学校像」、「目指す子ども像」、「最適な学校制度」について一定の方向性が出されました。市内 8 地域と 3 小学校、1 認定こども園で説明会を開催し、令和 5 年 3 月に報告書を提出しました。

＜答申 A＞ 「将来の村山市の小学校の在り方について（骨子）」（令和 3 年 2 月）

①小学校の適正配置等について

「楯岡中、葉山中学校区でそれぞれ 1 校（東西 2 校）に統合することが望ましい」

②統合計画の策定について

「統合計画策定委員会を設置し検討すること」

③統合の時期・方法

「同一時期・方法にこだわらず、地域や学区民の合意が得られた地域から可能な限り早期に統合を進めるべき」

④小学校教育のより一層の充実のために

「ワーキンググループの設置と統合計画の推進」

(2)今後の進め方について

令和5年2月に行われた市総合教育会議において、「統合を進めていくこと」が確認され、令和5年度には具体的な統合に向けて、①統合の場所、②時期、③形態等を検討するため、「村山市立小学校統合計画策定委員会」を設置しました。諮問を受け、9回の会議を行ない、令和6年4月に統合計画に対する「答申」(答申B)が出されました。(市の東西学区で各1校(東西2校)の小学校を配置)

それを受け、総合教育会議が開かれ、「答申」が承認され、統合の計画を次の通り進めることといたしました。

これを受け、令和6年度に「統合準備委員会」を設置するとともに、ワーキンググループ(作業部会)等で、詳細の検討を行い、統合に向けて細部の計画を練っていくことといたします。

答申B (令和6年4月答申提出)

令和5年度に1年かけて検討された小学校の統合計画について、統合に係る「基本的3要件」(①統合の場所。②時期、③学校形態)が示され、総合教育会議において、承認され、この内容で進めることが決定いたしました。

表 村山市の小学校のあり方(統合基本計画)〔骨子〕

No.	項目	東部地区(楯岡中学校区)	西部地区(葉山中学校区)
1	小学校統合の場所 ～どこに～	現在の楯岡小学校校舎に統合する。	現在の葉山中学校の校舎を活用しつつ、その際に「不足する」小学校の校舎を建設(増設)した上で、葉山中学校敷地内に統合する。
2	統合の時期 ～いつ～	令和11年度、3校同時の統合を目指す。	令和10年度の開校を目指す。
3	学校の形態 ～どんな学校～	楯岡小学校に統合する小学校は「従来型学校」とする。 なお、楯岡中学校とは、これまで以上に連携を強化し、特色を出すようにする。	葉山中学校と一体型(一貫型教育)の学校とし、「義務教育学校」とする。 さらには、葉山中学校の「教科教室制」の特色を生かした学校とする。

※統合計画の全文に関しては、市のホームページをご覧ください。



Ⅲ 生涯学習

1 基本方針

生涯学習は一人ひとりの生活を豊かにし、学んだことを地域づくりに活かすなど、活力ある地域づくりにとって大切なものです。そのため、市民が学習機会を自由に選択し、学ぶことができるよう様々な事業を提供してまいります。

さらに、村山市教育振興基本計画の基本目標である「豊かな人間性と確かな学力・幅広い教養を身につけた、村山市の未来を拓く人づくり」を実現するために、3つのめざす人間像と以下5つの基本方針を踏まえて、生涯学習事業を実施してまいります。

生涯学習分野の基本方針

基本方針Ⅰ いのちを大切にし、豊かな心とタフな精神、健やかな身体を育成

基本方針Ⅱ 確かな学力を身につけ、時代の変化に対応できる能力の育成

基本方針Ⅳ 郷土に誇りを持ち地域とつながる心の育成、学校と地域とが協働で支え合う仕組みの構築

基本方針Ⅴ 活力あるコミュニティ形成に向けた地域の教育力の推進

※ 基本方針Ⅲは学校教育分野のため除く

令和6年度 生涯学習に係る 主な事業

- 1 郷土愛を育む生涯学習事業の展開
- 2 学校・家庭・地域の連携推進
- 3 生涯スポーツ・競技スポーツの推進
- 4 歴史文化資料の保存や公開の推進
- 5 読書活動の推進

2 重点施策における主な事業

基本方針Ⅰ いのちを大切に、豊かな心とタフな精神、健やかな身体を育成

主要な施策 1 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進

3 豊かな心とタフな精神の育成

4 健やかな身体育成と生涯スポーツ・競技スポーツの推進

- * 家庭教育推進事業（やまがた幼児共育・子育て講座）
- * 子どもたちの未来を考える講演会の開催
- * 青少年健全育成活動（青少年育成、いじめ・非行防止、いのちの教育に係る活動）の推進
- * 文化芸術活動の推進（芸術文化協議会、県美展、最上川美術館絵画塾、こども美術展）
- * 市民会館自主公演事業（山響ユアタウンコンサート、児童幼児向け公演 等）
- * 文化施設（最上徳内記念館・最上川美術館）の入館料無料（高校生以下）
- * 体験型企画（ワークショップ）の充実
- * 「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進
- * 全国各流居合道さくらんぼ大会、最上川 S-mile マラソンの開催
- * スポーツ施設の計画的な整備
- * 全国大会出場者の支援や指導者育成
- * 総合型地域スポーツクラブとの連携
- * 新体操振興事業によるスポーツの推進
- * 読書シティむらやま・読書活動の推進

基本方針Ⅱ 確かな学力を身につけ、時代変化に対応できる能力の育成

主要な施策 6 社会の変化に対応でき、実践応用力を有するさまざまな資質・能力の育成

- * カナダ・バリー市青少年訪問団交流事業
- * 北海道厚岸町子ども交流事業
- * GOGO!むらやま夢大学（市民大学）の開催
- * 視聴覚教育の推進

基本方針Ⅳ 郷土に誇りを持ち地域とつながる心の育成、学校と地域とが協働し支え合う仕組みを構築

主要な施策 11 地域を知り、郷土愛を育む教育の推進と教育財産・地域資源の活用

12 学校と家庭・地域との連携・協働の推進と地域社会全体での教育支援

- * 文化財の保護事業支援
- * 無形文化財の伝承活動支援
- * 歴史文化資料の散逸防止
- * 歴史文化基本構想の推進
- * ブックレットシリーズ「村山市の地理と歴史」の刊行
- * GOGO!むらやま夢体験塾の開催
- * 学校支援地域本部事業（むらやま未来塾、放課後こども教室、学校支援活動、家庭教育）

基本方針Ⅴ 活力あるコミュニティ形成に向けた地域の教育力の推進

主要な施策 13 地域市民センターを拠点とした地域コミュニティの再構築

14 青少年の「地域力」の発揮と成人の「社会力」の育成

- * 自治公民館の設備・整備に対する補助
- * やまばとサポーター（自然体験活動スタッフ）の育成
- * 困難を有する子ども・若者への理解と支援
- * 「はたちを祝う会」の実施
- * 青少年育成関係団体の活動推進

③ 生涯学習の推進 ～人生 100 年時代の生涯学習～

人生 100 年時代と言われる今、生産的で豊かな人生を送るためには、健康、スキル、人間関係といった見えない資産が重要だとされています。スキル（新しい知識や技能）を獲得するために学び直しや学び増しをすることは、人生の質を高めることができ、ひいては地域社会の活力にもつながります。市民の学習意欲を促し、生涯学習を推進するため、各種事業を実施します。

(1)GOGO!むらやま夢大学(市民大学)

市民委員とともに講座を企画運営する官民協働型の生涯学習講座です。

(2)小中学生向けの「夢体験塾」の実施

5つの教育財産（「科学」「自然・スポーツ」「芸術・文化」「読書・心」「食・農」）と五感を活用した、豊かな学びを支える体験型学習活動です。

(3)生涯学習支援事業(生涯学習活動に対する支援)

社会教育関係団体・学習サークル等が自主的に行う学習活動に係る経費のうち、講師及び指導謝礼を助成します。

(4)自治公民館への助成(建物整備/備品購入)

① 生涯学習設備購入補助

生涯学習、体力づくり事業に必要な設備を購入する場合に補助金を交付

② 建物建築・補修事業補助

新築、補修、敷地購入、耐震改修などの整備事業を実施する場合に補助金を交付

※補助金の額と割合

(ア) 新築及び増改築	補助対象経費の 30%に相当する額（限度額 600 万円）
(イ) 解体	補助対象経費の 30%に相当する額（限度額 50 万円）
(ウ) 補修及び改修	補助対象経費の 30%に相当する額（限度額 100 万円）
(エ) バリアフリー化の 補修及び改修	補助対象経費の 30%に相当する額（限度額 100 万円）
(オ) 敷地購入	補助対象経費の 10%に相当する額（限度額 300 万円）
(カ) 耐震診断及び 耐震改修	補助対象経費の 60%に相当する額（限度額 200 万円）

(5) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業

未来を担う子どもたちが心豊かに成長することを願い、学校・家庭、地域が連携協働し、教育活動をおこないます。

① 学校支援活動

地域の方々を学校活動に役立てていただくため、謝礼の補助を実施

② 放課後子ども教室

子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、4小学校区において実施

③ 家庭教育事業

子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援と保護者への情報提供の機会としてやまがた幼児共育講座・やまがた子育て講座を開催

(6)カナダ・バリー市青少年訪問団受入事業

村山青少年育成国際交流委員会（YEC：Youth Exchange Committee）が実施主体となり、友好都市カナダ・バリー市との中高校生を対象とした国際交流をおこないます。

(7)北海道厚岸町こども交流事業

友好都市北海道厚岸町との小学生を対象とした体験交流をおこないます。

コラム 10

青少年交流事業（小学生：厚岸町/中高生：カナダ）

1 ねらい

村山市と友好関係にある都市（北海道厚岸町／カナダ・オンタリオ州バリー市）の子どもたちが交流を通して視野を広げ、日常では経験できない体験することで、大きく成長することにつなげます。

2 内 容

【北海道厚岸町】（村山市とは友好都市）

夏休みに小学生が隔年で互いの地を訪問・交流しており、豊かな体験活動の場となっています。

【カナダ・バリー市】（村山市とは友好都市）

夏休みに中高生が隔年で互いの地を訪問・交流しており、豊かな国際感覚を身につけています。

(8)青少年健全育成活動

青少年育成関係団体と連携し、青少年健全育成活動事業を推進します。

(9)はたちを祝う会

対象となる方から実行委員を募集し、実行委員が内容を検討して開催します。

(10)若者支援の推進

やまばと自然体験サポーター（自然体験学習スタッフ）の育成支援や困難を有する子ども・若者への支援（情報提供の充実）をおこないます。

【4】 スポーツ振興の推進

(1)市民の「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進

- ① 「最上川 S-mile (スマイル) マラソン」を開催します。(令和6年9月15日(日))
- ② 「モンテディオ山形」支援活動をおこないます。
- ③ スポーツに取り組みやすい環境づくりをサポートします。
- ④ 市民が気軽にこなえる各種スポーツの普及推進を図ります。

(2)競技スポーツの推進、スポーツ指導体制の確立

- ① 全国大会出場者へ激励金を交付し、スポーツの競技力向上を図ります。
- ② 「全国各流居合道さくらんぼ大会」を開催します。(令和6年6月30日(日))
- ③ 「総合型地域スポーツクラブ」と連携を図り、指導者の活用促進に努めます。
- ④ トップスポーツやトップアスリートの魅力ある演技・技術・芸術性にふれる機会の充実を図り、青少年を中心に全国大会や国際大会への出場意欲の向上とスポーツ合宿誘致を推進します。

(3)スポーツ施設の管理運営 ～指定管理者との連携～

スポーツ施設の指定管理者と連携を図り、適切な維持管理と効率的な運営を行います。

(4)スポーツ施設の整備充実

- ① 計画的な修繕等を図り、安全で利用しやすい環境整備を目指します。
- ② 学校体育施設開放事業の充実と促進を図ります。

(5)スポーツ組織の育成と運営支援

- ① 市内に2つある総合型地域スポーツクラブと連携した事業を開催し、円滑な運営を支援するとともに、生涯スポーツの推進を図ります。
- ② スポーツ団体と連携し、質の高い指導者の養成に努めます。
- ③ スポーツ全般にわたるコーディネーターとしての役割が果たせるよう、東北大会や県内各種研修会の機会を活用し、スポーツ推進委員の資質向上を図ります。

(6)新体操振興事業の推進

東京オリンピック・パラリンピックで、事前キャンプを受入れたブルガリア共和国の新体操チームが金メダルを獲得したことを受け、当市でも新体操競技の振興を進めていきます。地域おこし協力隊制度も活用しながら、新体操の指導、選手育成や、市民の健康増進に資する活動を行います。

また、ブルガリア新体操連盟から世界トップレベルの指導者を招いた講習会等を開催し、子どもたちの新体操教室を充実させるとともに指導者の技術向上を目指します。

【5】文化の振興

(1)文化活動の育成と支援

- ① 文化施設（最上徳内記念館、最上川美術館）入館料を高校生以下無料にし、若年層が文化学習をしやすい環境を提供します。
- ② 地元作家や県内外の優れた芸術文化の提供により、豊かな感性を育みます。
- ③ 市民が主体となって開催する公演活動に対し、会場使用料を減免するなどの支援を行うことで「市民が主催する芸術活動」の活性化を図ります。

(2)芸術文化による地域振興

- ① 山形交響楽団の演奏会等、各種コンサートを実施し、芸術を身近に感じてもらえるよう努めます。
- ② 村山市芸術文化協議会など各種団体と連携し、芸術文化活動を推進します。
- ③ 村山市芸術祭（10月下旬～12月上旬）を開催し、芸術文化団体の発表の場を提供するとともに、市民への芸術文化の理解促進を図ります。
- ④ 「県美展村山巡回展」〔山形新聞・山形放送主催〕（令和6年度は10/16（水）-10/21（月）（予定））を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供します。
- ⑤ 日本独自の文化を楽しみ、日本伝統芸能の素晴らしさに触れる機会を提供します。

(3)「芸術文化教育」における学校との連携協力

- ① 小学生に対して芸術鑑賞を実施し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ② 学校へ講師を派遣し、より質の高い文化教育を目指します。
- ③ 「こども美術展」を開催します。（令和6年度の出品期限は9/20（金）（予定））

(4)文化施設の管理運営

- ① 村山市民会館（大ホール、小ホール、会議室ほか）
ア．施設管理、貸館業務 イ．自主事業の企画運営

- ② 最上徳内記念館

郷土の偉人「最上徳内」を顕彰し、研究や企画展示を実施

- ア．施設管理 イ．常設展、企画展、講座の開催
ウ．ワークショップの開催と充実



- ③ 最上川美術館（大淀（西郷））

市出身の画家や真下慶治氏の絵を展示するほか、コンサートや絵画塾などを開催

- ア．施設管理
イ．常設展、企画展、ミュージアムコンサート等の開催
ウ．「最上川美術館アートクラブ」の活動支援



6 文化財等の保存及び活動の推進

村山市の歴史や文化を形づくってきた貴重な文化財を保存し、後世へ継承するとともに、それらを活用した地域活性化や文化財への愛護精神、郷土愛の育成に努めるものです。

(1) 指定文化財の現況

市指定 57 件 県指定 4 件/ほかに国指定 1 件（特別天然記念物カモシカ）

種 別	市指定	県指定	種 別	市指定	県指定
建造物	12	1	考古資料	1	
絵画	1		有形民俗文化財	5	
彫刻	4		無形民俗文化財	4	
典籍	2		史跡		1
古文書	16		天然記念物	12	2
工芸品	2				

（※指定物件の詳細は、巻末「資料編」p.40 参照）

(2) 文化財保護審議会

文化財に係る重要事項はあらかじめ審議会に諮問しなければならず、村山市文化財保護条例第 4 条の規定により委員 6 名を委嘱しています。

(3) 文化財保護事業

市内文化財の維持管理に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。また、国指定特別天然記念物「カモシカ」（昭和 30 年国指定）の保護も行っています。

継ぎ手のいない旧家に眠る歴史文化資料など、村山市の貴重な歴史文化資料が散逸しないよう保存する取り組みを推進します。

(4) 遺跡公園管理事業

中村遺跡縄文公園（湯野沢）の管理業務を令和 5 年度までは「中村遺跡保存会」に委託していましたが、高齢化等により保存会の活動が難しくなり解散したので、今後は、市が直接草刈りなどの管理作業を実施します。

(5) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行う場合、文化財保護法第 9 3 条第 1 項の規定により工事着工予定時期の 60 日前までに届出が必要です。届出があった場合は、分布・試掘調査を行い、遺跡に及ぼす影響を鑑み発掘調査や慎重工事などその後の取扱いを判断し、事業主に通知します。

(6) 文化財保存活用事業の推進

「村山市歴史文化基本構想」（平成 30 年度策定）に基づき、指定の有無にかかわらず文化財を保存・活用する取り組みを推進します。また、歴史文化を活用した地域活性化の取り組みを推進します。

【7】 山の内自然体験交流施設「やまばと」(大高根・山の内)

(1)施設管理

管理は、山の内地域づくり協議会に委託しています。

(2)利用形態と活用

スポーツ少年団の利用が多い状況ですが、観光関係やサブカルチャー団体など多様な利用がなされています。

また、施設や地域資源を活用した体験活動を実施しています。



Ⅳ 村山市立図書館

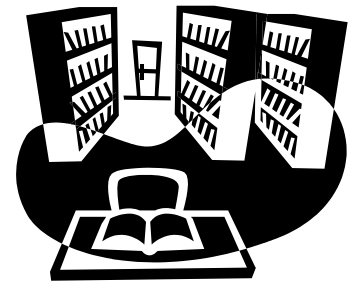
1 基本方針

公立図書館として利用者の立場に立った図書館運営と整備充実を図り、誰でも気軽に利用できる環境づくりとサービスに努めます。「読書シティむらやま」宣言都市として、市民の読書活動をより積極的に推進します。

2 事業計画

(1) 図書資料の整備充実とサービスの向上

- ① 約 3,000 点/年の図書資料購入
- ② 特色ある資料の収集整備
- ③ 調査相談（レファレンス）奉仕活動
- ④ 予約・リクエストサービス
- ⑤ 破損図書の修理、除籍
- ⑥ 毎月 2 回の新刊配架
- ⑦ 蔵書点検（全書籍点検と配置替え）
- ⑧ 夜間開放の継続



(2) 「読書シティむらやま」、読書活動の推進 (→宣言文：p. 35 参照)

- ① むらやま読書月間・親子読書の日（10 月）に合わせたイベントの開催
- ② 夜の図書館（12 月）の開催
- ③ 図書館からの贈りもの事業
 - ・満 1 歳児ブックスタート絵本のプレゼント
 - ・小学生はじめの一冊絵本のプレゼント
 - ・親子で楽しむワークショップ
- ④ 魅力ある企画展の開催
- ⑤ 「読書通帳」（ほんのつうちょう）の活用
- ⑥ 親子読書活動の推進（移動図書館での親子貸出など）
- ⑦ ブックレット「村山市の地理と歴史」の刊行と活用 (→巻末資料編 p. 44 参照)
- ⑧ 司書等図書館人材の育成と活用

(3) 学校・地域・職場・団体における読書活動の推進

- ① 移動図書館車「はやま号」（ブックモビル：BM）の利用拡大
- ② 教科・総合的な学習への支援活動と団体貸し出し
- ③ 学校図書館との連携強化
- ④ 読書講座の開催
- ⑤ 読書グループの育成

(4) 子供の読書活動推進

- ① 「おはなしのへや」の活用
- ② 「夏休み企画」の開催
 - ・ 自由研究、読書感想文
- ③ 「読書ポイントカード」の発行・活用促進
- ④ 多様な子供たちの読書機会の確保

(5) 県立図書館・市町村立図書館等との連携

- ① 図書館間相互協力ネットワーク事業の活用
- ② 県、村山、北村山地区図書館協議会（会長担当自治体）
 - ・ 北村山図書館利用研究会の会場自治体
 - ・ 北村山図書館合同イベントの開催・イベントの有効活用

(6) 広報活動 ～市民の図書館利用を促す効果的な情報発信～

- ① 魅力あるホームページづくりと新鮮で有用な情報発信
- ② 市報「市民の友」における定期的な記事掲載と積極活用
- ③ 「図書館だより」の発行

(7) 甕葉プラザとの連携

- ① イベントとのタイアップ（関連する図書の特別展示及び共同開催）
- ② 夜間の開館（通常午後 7 時で閉館/プラザ事業開催日に開館及び貸出時間を延長）
- ③ イベント等の情報の発信

本を読むことは、感性を豊かにし、表現力を高め、考える力と生きる力を私たちに与えてくれます。このような大きな力を持つ「読書」を通し、心豊かな社会を実現するため、次のことに努めていきます。

読書に親しめる環境づくりを進めていきます
読書を通じて多くのことを学んでいきます
読書の素晴らしさを次世代に伝えていきます

村山市は、心豊かな人づくりそしてここに住む誇りと幸せを感じることができるまちづくりをめざし、全市をあげて読書に取り組む「読書シティむらやま」を宣言します。

〔2010 年（平成 22 年）甕葉プラザ・新村山市立図書館開館の年〕
～全国の市で初めての「読書都市宣言」～

※本市では、平成 22 年に新図書館の開館に合わせ、「読書シティ宣言」を行いました。

【資料編】

1. 教育施設等一覧表

A. 学校教育施設

B. 生涯学習施設

C. スポーツ施設

付：① 市内スポーツ少年団加盟団体状況

② 総合型地域スポーツクラブの設立状況

D. 文化施設

2. 村山市内指定文化財一覧

3. 教育委員会の出版物

【資料 1】教育施設等一覧表

A 学校教育施設

○小学校施設

(令和 6 年 5 月 1 日 現在)

学校名	所在地	電話番号 市外局番 0237-	学級数	児童数	教職員数
たておか 楯岡小学校	楯岡楯 18 番 1 号	55-2411	22	492	45
にしごう 西郷小学校	大字名取 1, 217 番地	55-2413	6	88	15
そでさき 袖崎小学校	大字土生田 ^{とちうだ} 263 番地	58-2011	5	34	11
おおくぼ 大久保小学校	大字大久保甲 ^{おおくぼこう} 1 番地 1	54-2109	7	62	15
ふもと 富本小学校	大字湯野沢 1, 129 番地	54-2102	4	38	11
とざわ 戸沢小学校	大字長善寺 ^{ちようぜんじ} 293 番地 2	56-2112	6	72	15
とみなみ 富並小学校	大字富並 ^{とみなみ} 2, 169 番地	57-2254	4	25	10
計 (7 校)			54	811	122

○中学校施設

(令和 6 年 5 月 1 日 現在)

学校名	所在地	電話番号	学級数	生徒数	教職員数
たておか 楯岡中学校	楯岡新高田 11 番 3 号	55-2403	14	324	36
はやま 葉山中学校	大字稲下 ^{いなくだし} 1, 757 番地	52-4066	6	123	21
計 (2 校)			20	447	57

注 1) 学級数は、特別支援を含む

注 2) 教職員数は、市費職員を含む (中学校も同様)

○教育支援施設

(令和 6 年 4 月 1 日 現在)

施設名	所在地	電話番号	開設日・開所時間等	職員数
村山市教育支援センター 「ひまわり」	楯岡十日町 6-42	080-3554-9124	○原則：週 5 日 (月～金(祝日除く)) ○時間 8:30-17.00	3

B 生涯学習施設

No	施設名	設置年度	面積	設置概要
1	村山市中央公民館	S29		村山市役所生涯学習課 内
2	村山市立図書館（H22 新築）	S54	1,090 m ²	飴葉プラザ 内
3	山の内自然体験交流施設「やまばと」	H21	1,971 m ²	宿泊棟、体育館など

C スポーツ施設

No	施設名	設置年度	面積	設置概要
1	村山武道館	S52	981 m ²	柔道場、剣道場、弓道場
2	基点運動広場	S58	1,520 m ²	ゲートボール場 3 面
3	村山市民体育館	S58	4,606 m ²	バスケットボール 2 面、バレーボール 3 面、バドミントン 6 面、
4	基点テニスコート	S59	2,605 m ²	全天候型 3 面、夜間照明
5	金谷運動広場	S62	20,390 m ²	野球 1 面、サッカー 2 面、ソフトボール 4 面、夜間照明 6 基
6	最上川右岸グラウンド・ゴルフ場	H5	12,893 m ²	7 コース（全面張芝） 竜神・基点コース
7	金谷グラウンド・ゴルフ場	H6	9,343 m ²	3 コース（全面張芝）
8	金谷クラブハウス	H6	141.19 m ²	木造 2 階建
9	楯岡スポーツレクリエーション広場	H7	11,165 m ²	野球 1 面、サッカー 1 面、ソフトボール 1 面、夜間照明 6 基、クラブハウス
10	金谷テニスコート	H9	3,780 m ²	砂入人工芝 4 面、夜間照明 こどもの広場 1,020 m ²
11	村山居合振武館（建設は S54 年）	H17	540.43 m ²	道場 1 面 管理棟（宿泊設備）

(付) ① 市内スポーツ少年団加盟団体状況

No.	項 目	状 況	備 考
1	登録団体	20 団体	
2	団 員	427 人	
3	指導者	101 人	
4	認定員	100 人	

② 総合型地域スポーツクラブの設立状況

(令和5年度)

No.	クラブ名	設立 年度	状 況
1	村山アスレチッククラブ	H14	陸上競技、バスケットボール、ウォーキング など 会員数 127 名
2	徳内ふれあいスポーツクラブ	H19	バレーボール、ピラティスなど 12 教室 会員数 182 名

D 文化施設

No	施 設 名	設置 年度	面 積	設 置 概 要
1	村山市民会館	S41	3,664 ㎡	大ホール、小ホール、会議室
2	最上徳内記念館	H5	733 ㎡	常設展示室、古民家、アイヌの館
3	最上川美術館	H16	723 ㎡	常設展示室、学習室
4	中村遺跡（縄文公園）	S58	1,861 ㎡	見晴らし台

【資料 2】村山市内指定文化財一覧

1. 市指定（57件）

■建造物

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	祥雲寺宝篋印塔	楯岡湯沢	祥雲寺	昭和 43 年 9 月 10 日
2	宮の下宝篋印塔	大字白鳥	個人	昭和 43 年 9 月 10 日
3	宮の下六面幢	大字白鳥	個人	昭和 43 年 9 月 10 日
4	富並の六面幢付燈籠	大字富並	個人	昭和 43 年 9 月 10 日
5	葉山への道標	大字岩野	個人	昭和 56 年 1 月 19 日
6	殺生禁断碑	大字岩野	個人	昭和 56 年 1 月 19 日
7	湯殿山・月山・葉山三山碑	大字湯野沢	個人	昭和 56 年 1 月 19 日
8	中沢不動尊堂	大字櫛山	本覚寺	昭和 56 年 1 月 19 日
9	葉山への道標	大字湯野沢	個人	平成 10 年 10 月 28 日
10	葉山への道標	大字湯野沢	個人	平成 10 年 10 月 28 日
11	葉山への道標 (しめ掛けブナ前の道標)	大字湯野沢	国	平成 13 年 1 月 25 日
12	幾代橋	大字岩野	村山市	平成 18 年 3 月 28 日

■絵画

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	絵馬（小松沢観音）	大字楯岡	清浄院	平成 24 年 11 月 29 日

■彫刻

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	木造阿弥陀如来座像	楯岡笛田	父母報恩寺	昭和 48 年 12 月 10 日
2	木造漆箔阿弥陀如来立像	大字富並	西浄寺	昭和 53 年 7 月 3 日
3	木造彩色地藏菩薩立像	大字富並	愛宕神社	昭和 53 年 7 月 3 日
4	木造漆箔聖観音立像	楯岡湯沢	祥雲寺	昭和 53 年 7 月 3 日

■典籍

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	羽黒堂写経	大字大久保 他	個人	昭和 34 年 11 月 5 日 昭和 35 年 11 月 9 日 (追加)
2	紺紙金泥経（大智度第二十九品釈論）	楯岡新町	個人	昭和 54 年 2 月 9 日

■古文書

	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	最上楯岡元祖記	楯岡湯沢	祥雲寺	昭和 41 年 7 月 25 日
2	楯岡甲斐守書翰	楯岡晦日町	個人	昭和 43 年 9 月 10 日
3	高札	中央	村山市	昭和 48 年 12 月 10 日
4	宮林主膳正書状（楯岡甲斐守宛）	楯岡十日町	個人	昭和 51 年 7 月 20 日
5	楯岡甲斐守宛書状（最上家信より）	楯岡新町	個人	昭和 53 年 7 月 3 日
6	最上徳内伝記（家大人小伝）	楯岡新町	個人	昭和 53 年 7 月 3 日
7	最上徳内書状（笠原茂右衛門宛）	中央	個人	昭和 53 年 7 月 3 日
8	最上徳内書状（高宮太右衛門宛）	中央	村山市	昭和 53 年 7 月 3 日
9	最上徳内筆（添觸 包み紙）	中央	村山市	昭和 53 年 7 月 3 日
10	最上徳内筆 （高宮太右衛門所用駄賃帳）	中央	村山市	昭和 53 年 7 月 3 日
11	最上徳内著書（度量衡説統）	中央	村山市	昭和 53 年 7 月 3 日
12	最上徳内著書（伝自筆本 蝦夷草紙）	中央	村山市	昭和 53 年 7 月 3 日
13	伝徳内所用遺品（矢立 測量器）	中央	村山市	昭和 53 年 7 月 3 日
14	足利尊氏御教書	楯岡新町	個人	昭和 54 年 2 月 9 日
15	最上徳内書状（本多舎蔵宛）	中央	村山市	平成 24 年 11 月 29 日
16	孝経謹奉進 上巻（最上徳内 著）	中央	村山市	平成 26 年 2 月 27 日

■工芸品

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	銅造阿弥陀如来座像	楯岡笛田	父母報恩寺	昭和 34 年 11 月 5 日
2	銅造観世音菩薩立像	楯岡大沢川	個人	昭和 48 年 12 月 10 日

■考古資料

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	村山市並びにその周辺からの出土品	大字富並	村山市	昭和 34 年 11 月 5 日

■有形民俗文化財

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	熊野観心十界曼荼羅 大円院本	大字岩野	葉山大円院	令和 3 年 2 月 9 日
2	熊野観心十界曼荼羅 長学院本	大字白鳥	白鳥不動尊	令和 3 年 2 月 9 日
3	熊野観心十界曼荼羅 松念寺本	大字大楨	松念寺	令和 3 年 2 月 9 日
4	熊野観心十界曼荼羅 蓮化寺本	大字名取	蓮化寺	令和 3 年 2 月 9 日
5	浄土双六	大字白鳥	白鳥不動尊	令和 3 年 2 月 9 日

■無形民俗文化財

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	稲下鹿子踊	大字稲下	稲下鹿子踊 保存会	平成 4 年 4 月 22 日
2	大槇松念寺の回向念仏	大字大槇	松念寺回向 念仏同行会	平成 8 年 2 月 22 日
3	天神湯野沢鹿の子踊	大字湯野沢	湯野沢伝統 芸能保存会	令和 4 年 12 月 1 日
4	湯野沢奴振り	大字湯野沢	湯野沢伝統 芸能保存会	令和 4 年 12 月 1 日

■天然記念物

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	おくまん様の大スギ	大字湯野沢	熊野神社	昭和 34 年 11 月 5 日 昭和 35 年 11 月 9 日 (追加)
2	頼義のスギ	大字富並	八幡神社	昭和 34 年 11 月 5 日
3	尾上のマツ	大字本飯田	個人	昭和 34 年 11 月 5 日
4	三吉山の三吉スギ	大字土生田	溪永寺	昭和 48 年 4 月 24 日
5	山の内の雪ツバキ	大字山の内	個人	昭和 51 年 7 月 20 日
6	楯岡馬場の大ケヤキ	楯岡馬場	個人	平成 2 年 1 月 25 日
7	八幡様のイヌザクラ	楯岡馬場	八幡神社	平成 2 年 1 月 25 日
8	白山神社の大スギ	楯岡湯沢	白山神社	平成 2 年 1 月 25 日
9	向陽寺のキャラボク	大字富並	向陽寺	平成 2 年 1 月 25 日
10	楯山のブナ	楯岡楯	村山市ほか	平成 2 年 10 月 24 日
11	八幡神社のハリギリ	楯岡馬場	八幡神社	令和 3 年 2 月 9 日
12	お不動様のクロベ	大字山の内	個人	令和 3 年 2 月 9 日

2. 県指定（4件）

■建造物

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	石鳥居	楯岡笛田	村山市	昭和 30 年 8 月 1 日

■史跡

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	河島山遺跡	大字元塩川	村山市ほか	昭和 30 年 8 月 1 日

■天然記念物

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	トガクシショウマ	村山経営区	国	昭和 31 年 11 月 24 日
2	愛宕神社のケヤキ林	楯岡晦日町	愛宕神社	昭和 55 年 1 月 7 日

3. 国指定（1件）

■特別天然記念物

No.	名 称	所在地	所有者	指定年月日
1	ニホンカモシカ			昭和 30 年 2 月 15 日

【資料 3】村山市教育委員会の出版物

No.	出版物名称	体裁	執筆者等	発行年月日	頒布価格
1	林崎明神と林崎甚助重信	A5 版 326 ページ	村山市 教育委員会 編	平成 18 年 6 月 復刻版発行 平成 3 年 2 月初版	3,000 円
2	没後 50 年記念 松岡俊三資料集	A4 版 28 ページ	村山市 教育委員会 編	平成 28 年 3 月	800 円
3	ブックレットシリーズ 「村山市の地理と歴史」 第 1 号「村山市の気候」 第 2 号「遠い昔の村山市」 第 3 号「村山市の動物」 第 4 号「霧の中の村山市」 第 5 号「村山市の地形」 第 6 号「村山市の学校」 第 7 号「鎌倉・室町時代の村山市」 第 8 号「村山市の農業」 第 9 号「村山市の植物」 第 10 号「江戸時代の村山市」 第 11 号「村山市の災害と防災」 第 12 号「近代国家への歩みと村山市」 第 13 号「村山市の古道と地図」 第 14 号「霊峰葉山と村山市」	A4 版	村山市 教育委員会 編	第 1 号: H29. 3. 31 第 2 号: H29. 12. 31 第 3 号: H30. 3. 1 第 4 号: H31. 1. 1 第 5 号: H31. 3. 15 第 6 号: R1. 9. 15 第 7 号: R2. 1. 1 第 8 号: R2. 3. 15 第 9 号: R2. 8. 1 第 10 号: R2. 12. 1 第 11 号: R3. 3. 31 第 12 号: R3. 11. 15 第 13 号: R4. 3. 31 第 14 号: R6. 3. 31	第 1～6 号 各 540 円 第 7 号～ 各 550 円

『村山市の教育』 発行履歴

平成 25 年 5 月	発行	初 版	平成 25 年度版
平成 26 年 4 月	発行	改定版	平成 26 年度版
平成 27 年 4 月	発行	改定版	平成 27 年度版
平成 28 年 4 月	発行	改定版	平成 28 年度版
平成 29 年 4 月	発行	改定版	平成 29 年度版
平成 30 年 4 月	発行	改定版	平成 30 年度版
平成 31 年 4 月	発行	改定版	平成 31 年度版
令和 3 年 4 月	発行	改定版	令和 3 年度版
令和 4 年 4 月	発行	改定版	令和 4 年度版
令和 5 年 4 月	発行	改定版	令和 5 年度版
令和 6 年 4 月	発行	改定版	令和 6 年度版

令和 6 年度 村山市の教育

令和 6 年 4 月

未来の「ひと・まち・しあわせ」を育む
発 行 : 村山市教育委員会

〒995-8666

山形県村山市中央一丁目 3 番 6 号

電話 0237-55-2111 (代表)

Fax 0237-55-2155

〈事務局〉

■学校教育課 (内線 321) e-mail education@city.murayama.lg.jp

■教育指導室 (内線 322) e-mail education@city.murayama.lg.jp

■生涯学習課 (内線 330) e-mail manabi@city.murayama.lg.jp



©2024 , City. Murayama-Board of Education , Yamagata , Japan



(GOGO! むらやま 夢 体験プラン シンボルマーク)



未来の「ひと・まち・しあわせ」を育む

村山市教育委員会

Powerful Education City

